

SUPER JOINT CUP 2020
KYC IRC ポイントレース
SAILING INSTRUCTIONS

1. 規則

- 1-1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。
- 1-2 レース案内と SAILING INSTRUCTIONS に矛盾が生じた場合は SAILING INSTRUCTIONS を優先する。これは RRS63.7 を変更している。

2. レース日程

2-1 令和 2 年 11 月 15 日(日)	09:00~09:30	受付、出艇申告
	09:20	艇長会議
	10:55	予告信号(SUPER JOINT CUP)
	11:00	予告信号(KYC IRC ポイントレース)

2-2 Windward-Leeward コース 2 レースを予定する。

3. クラス旗

クラス旗は KYC クラブ旗(SUPER JOINT CUP)、グリーン旗(KYC IRC ポイントレース)を用いる。

4. レースエリア

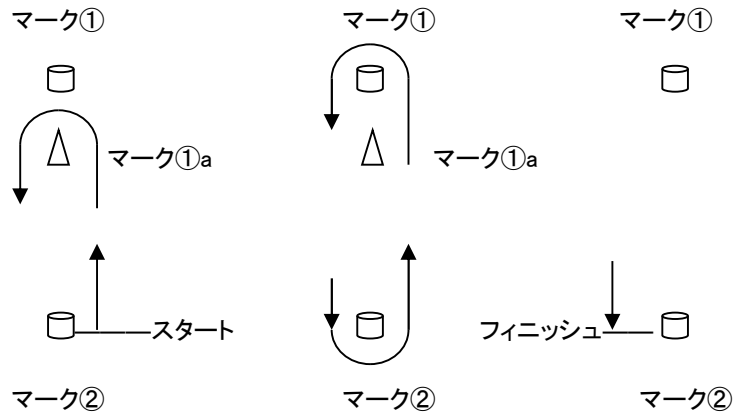
大阪湾西宮沖水域

5. コース

5-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

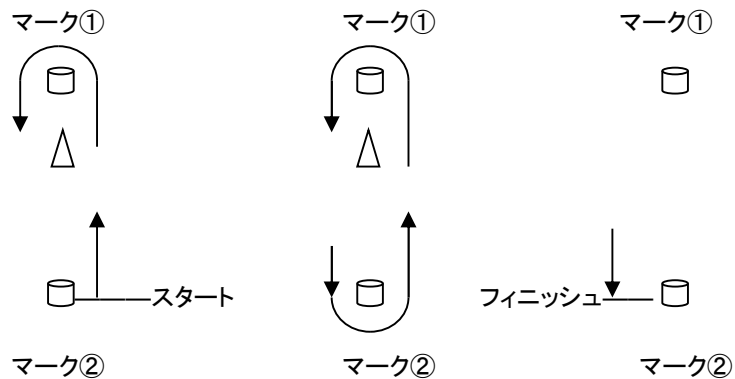
SUPER JOINT CUP

スタート-マーク①a-マーク②-マーク①-フィニッシュ



KYC IRC ポイントレース

スタート-マーク①-マーク②-マーク①-フィニッシュ



5-2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①a へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。マーク①a とマーク①との距離は約 0.3 マイルとする。

6. マーク

6-1 マーク①およびマーク②はオレンジ色の直径約 1.5m、高さ約 1.5m のトマト型ブイを使用する。

6-2 マーク①a はピンク色の直径約 1m、高さ約 1.5m の涙型ブイを使用する。

6-3 指示 8、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色である。

7. スタート

7-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

7-2 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

7-3 スタート信号の 5 分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

7-4 マーク①a が設置されていない場合、マーク①a はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

7-5 スタート時に艇が RRS29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声とともに X 旗を掲揚し、VHF チャンネル 72 で、その艇のセール番号または艇名を送信するように努める。ただし、送信できなかつたり、送信の時期が適切でなかつたり、聴取できなかつたりとしても、救済要求の根拠にならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

7-6 SUPER JOINT CUP 参加艇が先にスタートする。

7-7 その日の続く SUPER JOINT CUP のレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R 旗の降下(反復音響信号とともに)の、1 分後に発せられる。

8. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは規則 33 を変更している。

9. フィニッシュ

9-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②のコース側の間とする。

9-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇の S 旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。

9-3 レースコミッティーが、その日の続くレースを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R 旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

10. タイムリミット

スタート信号後 120 分、または先頭艇がコースを帆走して 120 分以内にフィニッシュした場合はそのフィニッシュ後 30 分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇は DNF と記録される。これは規則 35 と A4 を変更している。

11. 抗議

11-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。

11-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。

11-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。

11-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。

11-5 指示 13 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。この違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

12. 順位、得点、及び大会の成立

- 12-1 SUPER JOINT CUP は KYC TCF(KYC ハンディーキャップシステム)に各種ボーナス係数を加算した TCF を採用し、艇の所要時間に TCF を乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は秒単位までを計算する(小数点以下四捨五入)。
- 12-2 艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間により順位を決定する。修正時間は秒単位までを計算する(小数点以下四捨五入)。
- 12-3 すべてのレースをカウントする。これは付則 A2 を変更している。
- 12-4 SUPER JOINT CUP が成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。

13. 安全規定

- 13-1 SUPER JOINT CUP 参加艇の乗員は桜マークの付いた個人用浮力用具を着用しなければならない。
- 13-2 レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えなければならない。

14. 運営艇

運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

15. 責任の否認

このレガッタの競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4「レースをすることの決定」参照。主催団体等は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。